

第3号様式（第11条関係）（日本産業規格A列4番）

（表面）

安全衛生改善計画作成指示書

年 月 日

殿

国土交通大臣
地方運輸局長 印
運輸監理部長

下記の事項について安全衛生計画作成し、年 月 日までに届け出て下さい。

改善措置を講ずべき事項	
-------------	--

(裏面)

船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和 42 年法律第 61 号）（抄）

（安全衛生改善計画の作成等）

第 16 条 国土交通大臣は、船員災害が頻繁に発生していること又は大規模な船員災害が発生したことにより、船員の安全及び衛生に関する事項について船員災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、船舶所有者に対し、船員の安全又は衛生に関する改善計画（以下「安全衛生改善計画」という。）を作成すべきことを指示することができる。

2 前項の規定により安全衛生改善計画の作成を指示された船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、これを作成し、国土交通大臣に届け出なければならない。

3 船舶所有者は、前項の規定により安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

4 第 2 項の規定による届出には、前項の規定により聴いた意見を記載した書面を添付しなければならない。

（変更命令）

第 17 条 国土交通大臣は、前条第 2 項の規定により届出があつた安全衛生改善計画に定められた事項が法令に違反するものであるとき、又は当該船舶所有者に係る船員災害の防止を図る上で適切でないとき、又は当該船舶所有者に係る船員災害の防止を図る上で適切でないとき、又は当該船舶所有者に係る船員災害の防止を図る上で適切でないとき、その変更を命ずることができる。

（安全衛生改善計画の遵守）

第 18 条 安全衛生改善計画を作成した船舶所有者及びその使用する船員は、当該安全衛生改善計画を守らなければならない。

船員災害防止活動の促進に関する法律施行規則（昭和 42 年運輸省令第 78 号）（抄）

（安全衛生改善計画の作成の指示）

第 11 条 法第 16 条第 1 項の規定による安全衛生改善計画の作成の指示は、第 3 号様式による安全衛生改善計画作成指示書により行うものとする。

（安全衛生改善計画の作成及び届出）

第 12 条 安全衛生改善計画の作成を指示された船舶所有者は、安全衛生改善計画作成指示書に示された期日までにこれを作成し、国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、国土交通大臣は、当該期日の延期の申請があつた場合において、当該期日までに安全衛生改善計画を作成し、届け出ることができないことについてやむを得ない事由があると認めるときは、当該期日を延期することができる。